

地震波の取り扱いに関する齋藤幸雄参考人の回答について

令和元年（2019年） 11月 15日

総務局 管財課

1. 経緯と齋藤参考人の回答概要

(1) 経緯

- 令和元年（2019年）10月10日開催の庁舎整備に関する特別委員会において、「作成されたサイト波が告示波と同等以上であることを証明できなければ、そのサイト波が適切であると認めることは難しい」という、指定性能評価機関の見解を報告した。
このことに対して委員から、「齋藤参考人に対して、その証明の可否について何うべき」という意見があった。
- そのため、10月18日に齋藤参考人へメールで問合せたところ、10月22日に回答されたもの。

(2) 齋藤参考人の回答概要

下記のように、これまで通りの見解を開陳され、

「作成されたサイト波が告示波と同等以上であることを証明できる」かについて、
明確な回答が頂けなかったもの。

○齋藤参考人の回答

- ・既存建物である本庁舎に求められるのは、新築時に必要とされる耐震性能を確保することではなく、今後の継続使用中に起こる可能性がある、熊本地震の観測波や、日奈久断層帯によるサイト波に対して建物の安全性が失われることがないかを、自主的に確認することである。
- ・よって、現行の建築基準法に基づく耐震性能の評価の中で指定性能評価機関の審査を受ける必要がないことから、「作成されたサイト波が告示波と同等以上であることの証明」は必要ない。

(3) 齋藤参考人の回答、その論点整理表

- ・ 齋藤参考人から送付された回答：[別添資料 1](#)
- ・ 齋藤参考人の回答の論点整理表：[別添資料 2](#)